個人情報保護に関する方針

社会福祉法人三愛福祉会　きむら認定こども園、南羽生学童クラブ、きむら伊奈保育園、志茂保育園は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

１　当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
２　当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
３　当法人は、個人情報の利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
４　利用目的は、
　１）　入園に関する業務
　２）　保護者との連絡に関する業務
　３）　園児の保育に関する業務
　４）　園児の記録管理に関する業務
　５）　園児の健康状態把握に関する業務
　６）　卒園児の確認に関する業務
５　当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
６　当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
７　当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
８　当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
９　当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
１０当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

社会福祉法人三愛福祉会

平成１８年４月１日作成
令和２年４月１日改正

社会福祉法人三愛福祉会　個人情報保護規程

（目的）

第１条　本規程は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、社会福祉法人三愛福祉会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守することを目的とする。

（利用目的の特定）

第２条　本会が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。

２　本会が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の利用目的とが相当の関連性を有する合理的な範囲内になければならない。ただし、当該個人情報がプライバシー情報（私生活上の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報をいう。以下同じ。）を含む場合、利用目的を変更するには原則として本人の同意を必要とするものとする。

３　前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、本人に通知又は公表しなければならない。

（利用目的外の利用の制限）

第３条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。

２　前条又は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲において、個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づくとき

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（取得に関する規律）

第４条　本会が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、適法かつ適正な方法で行うものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、利用目的を具体的に特定して明示することなく、個人情報を取得できるものとする。

２　本会が個人情報を取得したときには、あらかじめその利用目的を公表している場合

を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に通知または公表しなくてもよいものとする。

(1) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(2) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本会の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することによって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

（個人データの適正管理）

第５条　本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

２　本会は、取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

３　本会は、個人データを取り扱わせる本会の職員に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。

４　本会は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。

５　本会は、利用目的に関して保有する必要のなくなった個人データにつき、６月を超えて保有することのないよう、確実かつ速やかに消去することとする。

（個人データの第三者提供の制限）

第６条　本会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づくとき

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

２　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。なお、利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（保有個人データに関する事項の公表）
第７条　本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。
(1) 本会の名称
(2) すべての保有個人データの利用目的（第４条第２項第１号ないし第３号に該当する場合を除く。）
(3) 次条第１項及び第９条第１項の規定による求めに応じる手続
(4) 本会が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

（保有個人データの開示）
第８条　１　本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、身分証明書等によって本人であることを確認した上で、本人に対して保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。
(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3) 他の法令に違反することとなる場合
２　前項に定める開示の方法は、書面の交付による方法とする。ただし、あらかじめ、本人との間で口頭での回答による開示を合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

（保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等）
第９条　本会は、本人から、書面又は口頭によって、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて当該保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の措置を採るものとする。
２　本会は、前項に基づいた措置を採ったとき、又は措置を採らない旨の決定をしたときは、本人に対して遅滞なくその旨（訂正又は追加した場合には、その内容を含む。）に理由を

付して通知するものとする。

（個人情報保護管理者及び苦情対応）

第 10 条　本会は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者及び雇用管理個人情報管理責任者を定め、本会における個人情報の管理に必要な措置を行うものとする。

２　前項に定める個人情報保護管理者は、並びに雇用管理個人情報管理責任者は施設長とする。

３　本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を定め、本会における個人情報に関する苦情に対応するものとする。

４　前項に定める苦情解決責任者は、施設長とする。

（役職員等の責務）

第 11 条　本会の役職員等（ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。）又は役職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

２　本規程は、個人情報保護を目的とした規程であって、本会の役職員等（ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。）又は役職員等であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

平成 18 年 4 月 1 日より実施　社会福祉法人三愛福祉会

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成２８年４月１日作成
令和６年４月１日改正

社会福祉法人　三愛福祉会

当法人は、利用者、取引先及び従業員等の個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護を重要事項として位置づけ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下の通り定め、全従業員に対し周知、徹底を図ります。

1. 事業者の名称

社会福祉法人　三愛福祉会

2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当法人は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守し、特定個人情報等を取扱います。

3. 安全管理措置に関する事項

特定個人情報等の安全管理措置については、別途「特定個人情報取扱規定」を定め、必要かつ適正な安全管理措置を講じます。

4. 質問及び苦情処理の窓口

特定個人情報等の取り扱いについての質問や苦情については、下記問合せ窓口を設け、適正かつ迅速に対応するよう努めます。

問合せ窓口

社会福祉法人　三愛福祉会
担　　当：　　法人本部
電話番号：048-577-4682

特定個人情報保護規程

社会福祉法人三愛福祉会

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年 12 月 11 日個人情報保護委員会、以下「特定個人情報ガイドライン」という。）にもとづき、社会福祉法人三愛福祉会（以下「法人・園」という。）における個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いについて規定することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

（１）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記

録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（２） 個人識別符号が含まれるもの

２　この規程において「個人番号」とは、番号法第７条第１項または第２項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票にかかる者を識別するために指定されるものをいう。

３　この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第７条第１項および第２項、第８条ならびに第 48 条ならびに附則第３条第１項から第３項までおよび第５項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

４　この規程において「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。

５　この規程において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

６　この規程において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等および地方独立行政法人を除く。）をいう。）が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの以外のものをいう。

７　この規程において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第９条第１項から第３項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

８　この規程において「個人番号関係事務」とは、番号法第９条第４項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

９　この規程において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者および個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

10　この規程において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者および個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

（法人・園が個人番号を取り扱う事務の範囲）

第３条　法人・園が個人番号を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

（１）給与所得・退職所得にかかる源泉徴収票等作成事務

（２）健康保険・厚生年金保険関係届出事務

（３）雇用保険関係届出事務

（４）労働者災害補償保険法関係届出事務

（５）国民年金第３号被保険者届出事務

（６）法人・園の理事、教職員、非常勤教職員および派遣従業員（以下「教職員等」という。）以外の個人に支払う報酬等の支払調書作成事務

２　特定個人情報等の管理に関する責任を担う者（以下「事務取扱責任者」という。）は、前項の事務を行うための事務フローを作成しなければならない。

（法人・園が取り扱う特定個人情報等の範囲）

第４条　前条に掲げた法人・園が個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等の範囲は次のとおりとする。

（１）教職員等およびその扶養家族の個人番号および個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等

（２）教職員等以外の個人にかかる個人番号関係事務において取得した個人番号および個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等

２　対象となる情報が前項各号に該当する情報であるか不明である場合は、事務取扱責任者がその適否につき判断する。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置

（組織体制）

第５条　第３条に掲げる事務のうち、次の各号に定める個人番号関係実務は、当該各号に定める組織とする。

（１）教職員等および扶養家族にかかる個人番号関係事務　法人本部

（２）　教職員等以外の個人にかかる個人番号関係事務　法人本部

２　事務取扱責任者は、理事長が定める法人本部の教職員とする。

３　事務取扱担当者は、法人本部および各園において個人番号が記載された書類等を受領する担当者とする。

（守秘義務）

第６条　事務取扱責任者および事務取扱担当者は、守秘義務を徹底したうえで業務を遂行しなければならない。

２　事務取扱責任者および事務取扱担当者は、あらかじめ定められた誓約書に署名をしたうえで、法人・園に提出しなければならない。

（事務取扱責任者の責務）

第７条　事務取扱責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育および安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

２　事務取扱責任者は、次の業務を所管する。

（１）この規程の策定および周知

（２）特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画および実施

（３）特定個人情報の利用申請の承認および記録等の管理

（４）特定個人情報ファイル等取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）および特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）の設定

（５）特定個人情報の取扱区分および権限についての設定および変更の管理

（６）特定個人情報の取扱状況の把握

（７）委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督

（８）その他法人・園における特定個人情報の安全管理に関する業務

（事務取扱担当者の責務）

第８条　事務取扱担当者は、特定個人情報を取り扱う業務に従事する際、番号法および個人情報保護法ならびにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、この規程およびその他の法人内ルール（以下「特定個人情報に関する法令および法人内規程」という。）ならびに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

２　事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、特定個人情報に関する法令および法人内規程に違反している事実またはそのおそれがあるとみなされる事実を把握した場合、すみやかに事務取扱責任者に報告するものとする。

３　各園において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけすみやかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならないものとする。

（規程にもとづく運用状況の記録）

第９条　事務取扱担当者は、この規程にもとづく運用を行うとともに、その状況を確認するため、次の事項につき、利用実績を記録するものとする。

（１）特定個人情報ファイルの利用および出力状況の記録

（２）書類・媒体等の持ち運びの記録

（３）特定個人情報ファイルの削除および廃棄記録

（４）削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

（５）特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

（取扱状況の確認手段）

第 10 条　事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に次の事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

（１）特定個人情報ファイルの種類、名称
（２）責任者、取扱園
（３）利用目的
（４）削除・廃棄状況
（５）アクセス権を有する者

（情報漏えい等事案への対応）

第 11 条　事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい、滅失または毀損による事故（以下「情報漏えい等事案」という。）が発生したことを知った場合またはその兆候を把握した場合は、適切かつ迅速に対処するものとする。

２　事務取扱責任者は、情報漏えい等事案が発生したと判断した場合は、ただちに事実関係の調査および原因の究明を行うとともに、その事実および調査結果を理事長に報告するものとする。

３　事務取扱責任者は、情報漏えい等事案が発生したと判断した場合は、その事実につき、影響を受ける可能性のある本人に通知（本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときを除く。）するとともに、必要に応じて当該事実を公表する。

４　事務取扱責任者は、情報漏えい等事案が発生した場合、個人情報保護委員会に対して必要な報告をすみやかに行う。

５　事務取扱責任者は、情報漏えい等事案が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

６　事務取扱責任者は、必要に応じて、第５項において講じるものとされた再発防止に向けた対策を公表する。

（苦情および相談等への対応）

第 12 条　事務取扱担当者は、特定個人情報に関する法令および法人内規程に関し、情報主体から苦情および相談等の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

第２節　人的安全管理措置

（事務取扱担当者の監督）

第 13 条　事務取扱責任者は、特定個人情報等がこの規程にもとづき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（事務取扱担当者の教育）

第 14 条　事務取扱責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこの規程を遵守させるための教育訓練を定期的に受けさせる責任を負う。

2　事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催するこの規程を遵守させるための教育を受けなければならない。

3　法人・園は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

第３節　物理的安全管理措置

（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

第 15 条　法人・園は特定個人情報ファイル等を取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）および特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にするとともに、それぞれの区域に対し、次の措置を講じるものとする。

（１）管理区域　入退室管理および管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等の制限を行うものとする。なお、入退室管理については、総務部および経理部のフロアの入口に IC カードによるシステムを設置するものとする。

（２）取扱区域　可能なかぎり壁または間仕切り等の設置をするとともに、事務取扱責任者および事務取扱担当者以外の者が往来することが少ない場所に座席を配置する等の工夫をするものとする。

（機器および電子媒体等の盗難等の防止）

第 16 条　法人・園は、管理区域および取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

（１）特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体または書籍等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

（２）特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

（電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止）

第 17 条　法人・園は特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち運ぶこと（特定個人情報等を管理区域または取扱区域から外へ移動させることまたは当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲

げる場合を除き禁止する。

（1）個人番号関係事務にかかる外部委託先に、委託事務を実施するうえで必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

（2）行政機関等への法定調書の提出等、当法人が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータまたは書類を提出する場合

2　前項により特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等の持出しを行う場合には、備付けの特定個人情報等持出記録簿に記録するとともに、次の対策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

（1）特定個人情報等が記載された電子媒体につき、持ち運ぶデータの暗号化

（2）特定個人情報等が記載された電子媒体につき、持ち運ぶデータのパスワードによる保護

（3）特定個人情報等が記載された電子媒体につき、施錠できる搬送容器の使用

（4）特定個人情報等が記載された電子媒体につき、追跡可能な移送手段の利用

（5）特定個人情報等が記載された書類等につき、封緘、目隠しシールの貼付（各園の事務取扱担当者から総務部の事務取扱担当者に特定個人情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。）

（特定個人情報の削除および廃棄）

第 18 条　特定個人情報等の廃棄･削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

（1）事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社または外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

（2）事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器および電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用または物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

（3）事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムまたは機器等において、特定個人情報ファイル中の個人番号または一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。

（4）特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後の毎年度末に個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。

（5）個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。

2　事務取扱担当者は、個人番号もしくは特定個人情報ファイルを削除した場合、または電子媒体等を廃棄した場合には、特定個人情報等運用状況記録票に記録するものとする。削除および廃棄の記録としては、特定個人情報ファイルの種類および名称、責任者および取扱園、削除および廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

第４節　技術的安全管理措置

（アクセス制御）

第 19 条　特定個人情報等へのアクセス制御は次の各号のとおりとする。

（１）個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

（２）特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムをアクセス制御により限定する。

（３）ユーザーID に付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

（アクセス者の識別と認証）

第 20 条　特定個人情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・IC カード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果にもとづき認証するものとする。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第 21 条　法人・園は、次の方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

（１）情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法

（２）情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法

（３）導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法

（４）機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法

（５）ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

（情報漏えい等の防止）

第 22 条　法人・園は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等および情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために次の策を講じるものとする。

（１）通信経路における情報漏えい等の防止策　通信経路の暗号化

（２）情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策　データの暗号化またはパスワードによる保護

第５節　外的環境の把握

（外的環境の把握）

第 23 条　当法人は、外国において特定個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

第３章　特定個人情報の取得

（特定個人情報の適正な取得）

第 24 条　法人･園は､特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

（特定個人情報の利用目的）

第 25 条　法人・園が、教職員等または第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第３条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とし、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により特定個人情報を利用しないものとする。

（特定個人情報の取得時の利用目的の通知等）

第 26 条　法人・園は、特定個人情報を取得する場合は、書面等にてあらかじめ本人に利用目的を通知する。

２　法人・園は、特定個人情報の利用目的を変更する場合は、その変更を当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内にかぎるものとし、本人への通知、公表または明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

（個人番号の提供の要求）

第 27 条　法人・園は、第３条に掲げる事務を処理するために必要がある場合にかぎり、本人または他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

２　教職員等または第三者が、法人・園の個人番号の提供の要求または第 31 条にもとづく本人確認に応じない場合には、番号法にもとづく個人番号制度の意義について説明をし、個人番号の提供および本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず、教職員等または第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を書面等にて記録するものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第 28 条　法人・園は、第３条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

２　前項にかかわらず、本人との法律関係等にもとづき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。ただし、個人番号関係事務が発生しな

いことが明らかになった場合には、できるだけすみやかに個人番号を廃棄または削除するものとする。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第 29 条　法人・園は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

（特定個人情報の収集制限）

第 30 条　法人・園は、第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

（本人確認）

第 31 条　法人・園は、番号法第 16 条に定める方法により、教職員等または第三者の個人番号の確認および当該人の身元確認を行うものとする。

（取得段階における安全管理措置）

第 32 条　特定個人情報の取得段階における安全管理措置は、第２章に従うものとする。

第４章　特定個人情報の保管

（特定個人情報の正確性の確保）

第 33 条　事務取扱担当者は、特定個人情報を第 25 条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

（保有個人情報に関する事項の公表等）

第 34 条　個人情報保護法第 32 条第１項にもとづき、特定個人情報にかかる保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

（特定個人情報の保管制限）

第 35 条　法人・園は、第３条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

２　法人・園は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。

３　法人・園は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや当法人が行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記

載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

（保管段階における安全管理措置）
第 36 条　特定個人情報の保管段階における安全管理措置は、第２章に従うものとする。

第５章　特定個人情報の利用

（個人番号の利用制限）
第 37 条　法人・園は、特定個人情報を第 25 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
２　法人・園は、生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）
第 38 条　法人・園が、特定個人情報ファイルを作成するのは、第３条に定める事務を実施するために必要な範囲にかぎり、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

（利用段階における安全管理措置）
第 39 条　特定個人情報の利用段階における安全管理措置は、第２章に従うものとする。

第６章　特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）
第 40 条　法人・園は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

（提供段階における安全管理措置）
第 41 条　特定個人情報の提供段階における安全管理措置は、第２章に従うものとする。

第７章　特定個人情報の開示・訂正等・利用停止等

（特定個人情報の開示）

第 42 条　法人・園は、本人から、個人番号をその内容に含む保有個人データの開示を求められたときは、本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該特定個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

（１）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）法人・園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（３）他の法令に違反することとなる場合

（保有個人情報の訂正等）

第 43 条　法人・園は、本人から、個人番号をその内容に含む保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果にもとづき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　法人・園は、前項の規定にもとづき求められた個人番号をその内容に含む保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（保有個人情報の利用停止等）

第 44 条　法人・園は、本人から、当該本人が識別される個人番号をその内容に含む保有個人データが個人情報保護法第 18 条もしくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているという理由または同法第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、このかぎりでない。

２　法人・園は、本人から、当該本人が識別される個人番号をその内容に含む保有個人データが番号法第 19 条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、

本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、このかぎりでない。

3　法人・園は、本人から、当該本人が識別される個人番号をその内容に含む保有個人データを法人・園が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される個人番号をその内容に含む保有個人データに係る個人情報保護法第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じたという理由その他当該本人が識別される個人番号をその内容に含む保有個人データの取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等または第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、このかぎりでない。

4　法人・園は、第１項もしくは前項の規定にもとづき求められた個人番号をその内容に含む保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前二項の規定にもとづき求められた個人番号をその内容に含む保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第８章　特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除）

第 45 条　法人・園は、第３条に規定する事務を処理する必要がある範囲内にかぎり特定個人情報等を収集または保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務づけられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけすみやかに廃棄または削除するものとする。

（廃棄・削除段階における安全管理措置）

第 46 条　特定個人情報の廃棄および削除段階における安全管理措置は、第２章に従うものとする。特に、特定個人情報の廃棄および削除段階における物理的安全管理措置については、第 18 条に従うものとする。

第９章　委託先における特定個人情報の取扱い

（委託先における安全管理措置）

第 47 条　法人・園は、個人番号利用事務または個人番号関係事務の全部または一部を税理士や社会保険労務士等に委託する場合には、委託先において、番号法にもとづき法人・園自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2　前項の、その管理状況を１年に１回以上確認する。

3　委託先の管理については法人本部とする。

4　第１項の事務につき委託契約を締結する場合には、特定個人情報の取扱方法を書面にて明示するものとする。

（委託先における情報漏えい事故等発生時の対応）

第 48 条　法人・園は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合には、委託先とともに原因を究明しなければならない。

2　法人・園は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、すみやかに法人・園に報告される体制になっていることを確認するものとする。

（再委託）

第 49 条　委託先は、法人・園の許諾を得た場合にかぎり、委託を受けた個人番号関係事務または個人番号利用事務の全部または一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

2　法人・園は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

3　法人・園は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第 47 条第４項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第 10 章　雑則

（特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針）

第 50 条　法人・園は本規程の目的を達成する手段の一つとして、特定個人情報の保護に関する基本方針を別途定める。

2　前項の基本方針は、ホームページなどの方法により当法人の内外で随時第三者の目に触れ、閲覧できるような措置をとる。

3　基本方針の当初案は別紙のとおりとし、必要に応じて個人番号関係事務実施者が改定し、社長が承認する。

（附則）

本規程は平成 28 年６月１日より施行する。

本規程は令和 4 年 10 月 1 日より改定する。